

開催日：平成24年5月25日（金）
会場：京成ホテル ミラマーレ

総出席者数正会員425人、総会出席者52名
委任数170合計222にて総会は無事成立しました。
司会進行役は山田淳一（君津支部）が担当し、
高木憲一（船橋支部）の開会の辞の後、議事に入りました。
議長に西村純（船橋支部）、副議長に内山隆司（成田支部）が選任されました。

審議結果

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案について
慎重審議が行われ、その後全ての議案が承認されました。

常設委員会の事業計画

1. 総務委員会

- (1) 通常総会の会議に関する事項
 - (2) 常任理事会の会議に関する事項
 - (3) 理事会の会議に関する事項
 - (4) 賀詞交歓会に関する事項
 - (5) 支部長会議の開催に関する事項
 - (6) 会員増強及び組織の充実にに関する事項
 - (7) 指定事務所登録機関係業務に関する事項
 - (8) 会員名簿発行に関する事項
 - (9) 新入会員への会員証の発行に関する事項
 - (10) 賛助会員への会員証の発行に関する事項
 - (11) 職員証の発行に関する事項
 - (12) ブロック制度、運営に関する事項
- 事務所登録業務事業計画 -
- 1) 事務所所在地 千葉市中央区本町2-1-16
千葉本町第一生命ビル 2F
 - 2) 事務所登録業務専任担当者として2名職員を配置する。
 - 3) 建築士事務所登録業務の受付は9時から17時とする。
但し12時から1時は除く。
 - 4) 建築士事務所登録事務等の標準処理期間は10日とする。
 - 5) 建築士事務所登録業務個人情報、千葉県個人情報保護
条例第53条の規定による。
「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」
並びに「外部委託に係るデータ保護及び管理に関する指
針」を準拠して行う。
 - 6) 千葉県指定事務所登録機関等指定基準第3の規定による
経理的基礎実績は平成20年から23年の4年間の通算
平均においては債務超過が無く、」本年度も当期収支差
額の均衡を図り黒字を見込むことが出来る。



- 7) 千葉県指定事務所登録機関等指定基準第4の規定により、
建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の
内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要
な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業
務、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者
からの苦情の解決及び建築士事務所の開設者に対する業
務の運営に関する研修等を実施する。
- 8) 事務所登録等事務は、建築士法関係規定によるほか、登
録等事務規程により公平かつ適正に実施するものとする。
- 9) 登録事務取扱要領により公平かつ適正に事務処理を実施
するものとする。

2. 事業委員会

- (1) 市民との研修の企画及び実施に関する事項
 - (2) 見学会等の企画・実施に関する事項
 - (3) 技術講習会に関する事項
 - (4) 住宅相談業務に関する事項
 - (5) 第36回建築士事務所全国大会（東京大会）に関する事項
 - (6) フラット35適合技術者講習に関する事項
開催日：平成24年9月4日（火）会場：千葉市文化センター
 - (7) 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」
に関する事項
- 公益事業 ワーキンググループ -
- 景観・まちづくり活動の推進に関する事項

3. 技術委員会

- (1) 関係法令及び材料技術等に関する研究会の開催に関する事項
- (2) 国土交通省告示15号の研修に関する事項
- (3) 建築士事務所キャンペーン実施に関する事項
- (4) 耐震改修講習会等に関する事項
- (5) 専門分野における各種研修及び講習会に関する事項
- (6) わが家の耐震相談会開催業務に関する事項
- (7) 応急危険度判定士ネットワークに関する事項
- (8) ちば安心住宅リフォーム推進協議会に関する事項
- (9) 技術講習会（塗料）に関する事項

4. 広報委員会

- 広報ワーキンググループ -

- 1) 広報紙の発行に関する事項
 - ①「かすがい」の発行
 - ②入会案内の改正等
 - ③県民向けPRチラシの作成

- 情報ワーキンググループ -

- 2) ホームページのリニューアルに関する事項
 - ①会員向けメールマガジン配信
 - ②県民向けメールマガジン配信
 - ③相互通信等、機能を充実させるための検討
 - ④コンテンツの充実

5. 財務委員会

- (1) 公益法人移行に向けての収入・支出に関する事項
- (2) 一般会計、特別会計の収入支出に関する事項
- (3) 収支予算案の編成に関する事項
- (4) 収支決算書類の作成に関する事項
- (5) その他財務全般に係る業務の管理運営に関する事項

6. 指導委員会

- (1) 苦情解決業務に関する事項
- (2) 消費者からの建築相談業務に関する事項
- (3) 建築相談調査委員会との連絡調整に関する事項
- (4) 千葉県建築相談協議会「欠陥建築トラブル・法律相談」への参加に関する事項

< 専門委員会等 >

1. 建築相談調査委員会

- 相談調査委員会 -

- (1) 消費者からの調査・設計・工事監理業務依頼への対応（有料）に関する事項
- (2) 登録事務所及び新規登録希望事務所への講習会の開催に関する事項
- (3) 建築紛争に係わる鑑定業務について裁判所に対する協力事項
- (4) 指導委員会との連絡調整及び協力に関する事項

2. 耐震診断業務委員会

- (1) 耐震診断・改修事業の促進に関する事項
 - a) 行政広報活動
 - b) 広報資料の作製
 - c) ホームページの充実
- (2) 耐震評価業務等の充実に関する事項
 - a) 耐震診断関係者懇談会
 - b) 耐震診断事前・本審査の開催
 - c) 関係資料の収集・整理
- (3) 適正な耐震業務遂行に関する事項
 - a) 運営部会・審査部会会議の開催
 - b) 連絡及び総括会議の開催
 - c) 評価業務約款・規定の作製
 - d) 評価業務運営要領の見直し
- (4) その他耐震業務に関する必要事項

3. 規程審議委員会

- (1) 公益社団法人への移行に伴う「定款」の改訂するための諮問の答申案の作成及び調査研究等に関する事項について
- (2) 「定款」を改訂することにより関連する「諸規程」の見直し並びに改正案の作成に関する事項

4. 事務所運営委員会

- (1) 住宅全般に向けた維持管理システム事業に関する事業
- (2) 事務所スペース有効活用の推進に関する事項

5. 新公益法人移行特別委員会

- (1) 外部コンサルタントによる公益社団法人移行に係わる支援業務の発注に関する事項
- (2) 公益社団法人移行に関する説明会を実施する事項
ブロックごとに市民公開講座として5回程度実施予定。
- (3) 各ブロック（または各支部）が行う公益目的事業の補助・支援に関する事項
- (4) 財務委員会との連携事項
 - ①平成24年度予算を平成20年公益法人会計基準準拠で編成し直す事項
 - ②公益法人としての経理的基礎の一つである「単年度収支が赤字ではない財務体質」を確立することに関する事項
 - ③各支部予算の50%以上を公益目的事業費の支出に充当することに関する事項
 - ④当協会の事業を公益目的事業と収益等事業に仕訳する作業に関する事項
 - ⑤支部会計が適正な会計事務処理を行うように管理する体制構築に関する事項
- (5) スケジュール表又は作業工程表見直しに関する事項
- (6) 規程審議委員会との連携事項
公益法人移行認定申請に対応した定款改正案作成に関する事項
- (7) その他新公益法人移行に関連した業務に関する事項

6. 法定講習専門ワーキンググループ

- (1) 管理建築士講習に関する事項
- (2) 一級・二級・木造建築士定期講習に関する事項